

小諸市脱炭素先行地域づくり事業
既存住宅断熱改修補助金

【令和 7 年度公募要領】

< 公募期間 >

令和 7 年5月12日(月) ～ 令和 7 年12月12日(金)

< 実績報告期限 >

令和 8 年2月20日(金) 必着

～補助金の交付申請又は受給される皆様へ～

小諸市が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、小諸市としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及び小諸市が定める「小諸市脱炭素先行地域づくり事業既存住宅断熱改修補助金交付規則（以下「交付規則」という。）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金に係る全ての提出書類（電子メール、電子媒体等。以下同じ。）において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、小諸市として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施し、その結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を小諸市に返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、小諸市から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
3. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
4. 小諸市から補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
5. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
6. 補助事業に係る資料（申請書類小諸市発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
7. 小諸市が本事業の実施に資するために必要と認めた場合、資料等の提供を求めることがあります。
8. 小諸市は、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等を小諸市のホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く）

小諸市 市民生活部 ゼロカーボン推進室

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報は、申請に係る事務処理に利用する他、個人が特定されない範囲で小諸市のホームページへの掲載や小諸市が開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、小諸市が作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することがあります。その場合、国が認める外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

目次

1 章	事業概要	4
1.	事業趣旨	4
2.	補助事業名	4
3.	事業規模	4
4.	補助対象となる製品	4
5.	補助対象となる経費、及び補助率と補助金の上限額	5
6.	審査について	5
7.	公募スケジュール	5
2 章	事業要件とその詳細	7
1.	対象となる方及び住宅の要件	8
2.	補助対象となる製品の要件	7
3.	-1 戸建住宅の改修についての要件	10
	-2 エネルギー計算結果早見表	12
4.	個別計算について	14
5.	補助対象経費と補助金交付申請額の算定について	15
6.	既設ガラス・窓・断熱材について	17
7.	利益排除について	17
8.	エネルギー使用状況の報告（定期報告アンケートについて）	17
9.	断熱改修住宅見学への協力	17
10.	他の補助事業との調整	17
11.	本事業の支払いについて	18
12.	取得財産等の処分について	18
13.	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について	18
14.	その他	18
3 章	事業の実施	19
1.	事業フロー	19
4 章	申請の方法	23
1.	必要提出書類の一覧	23
2.	必要提出書類の詳細	24
3.	申請方法及び提出先	26
4.	問い合わせ先	26

1章 事業概要

1. 事業趣旨

脱炭素先行地域内（詳細は次頁図-1を参照）の既存戸建住宅において、省CO₂関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援する。

この断熱改修と同時に行う高性能な家庭用設備（太陽光発電、蓄電池、高効率給湯機器）のリース等による導入に関しても、本事業の申請と合わせて支援を受けることが可能である。

2. 補助事業名

小諸市脱炭素先行地域づくり事業既存住宅断熱改修補助金（以下「本事業」という。）

3. 事業規模

43,200千円（36件想定）

（注1）公募期間中であっても申請金額の合計が予算額に達した時点で公募を終了する。

（注2）申請状況は小諸市ホームページに定期的に掲載する。

4. 補助対象となる製品

本事業で補助対象となる製品は、下記に示す製品であり、かつ未使用品であること。

高性能建材：ガラス・窓・断熱材、玄関ドア

※導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」（以下、「既存断熱事業」という。）の補助対象製品一覧（<https://ekes.jp/>）に登録されている製品について補助対象とする。

※改修する居室等と部位に関する要件は、「2章 3 - 2.エネルギー計算結果早見表」を参照すること。

※準防火地域における防火設備に関しても補助対象となる製品があるので確認すること。脱炭素先行地域内の準防火地域は6頁の図-1を参照すること。

5. 補助対象となる経費、及び補助率と補助金の上限額

①補助対象経費※¹とは以下のものとする。

- ・補助事業の実施に必要な建築材料（高性能建材）の購入経費及び必要な工事に要する経費

②補助金額は、以下A)とB)を比較していずれか低い金額に補助率を乗じて算定される。

A) 本公募要領にて定める基準単価を用いて算出した補助対象経費

B) 見積書に記載されている補助対象経費※²

③各補助対象製品に係る補助金の補助率と上限額

- ・各補助対象製品に係る補助金の補助率と上限額は下表のとおりとする。
- ・算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

表 1：補助金の補助率と上限額

補助対象製品		補助率	補助金の上限額
高性能建材	ガラス・窓・断熱材	補助対象経費の 2/3以内	戸建住宅：120万円/戸 (玄関ドア5万円を含む)
	玄関ドア		

※¹ 補助対象経費、補助対象外経費の詳細は小諸市ホームページに掲載の Q&A を参照すること。

※² 補助事業者（申請者）又は補助事業者（申請者）と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額とする。

6. 審査について

小諸市が定めた審査基準に基づき、申請のあった事業について審査を行う。

到着順に審査を行い、随時採択する。すべての申請書類の到着日から1か月程度を目途に随時行う。（申請書類に不備・不足がある場合、又は申請が集中している場合はこの限りではない）

7. 公募スケジュール

本事業の公募スケジュールは以下の通りとする。

ただし、公募期間中であっても申請金額の合計が予算額に達した時点で公募を終了する。

申請状況は小諸市ホームページに定期的に掲載する。

公募期間：令和7年5月12日（月）～ 令和7年12月12日（金）17時メール必着

実績報告書の締め切り：令和8年2月20日（金）必着

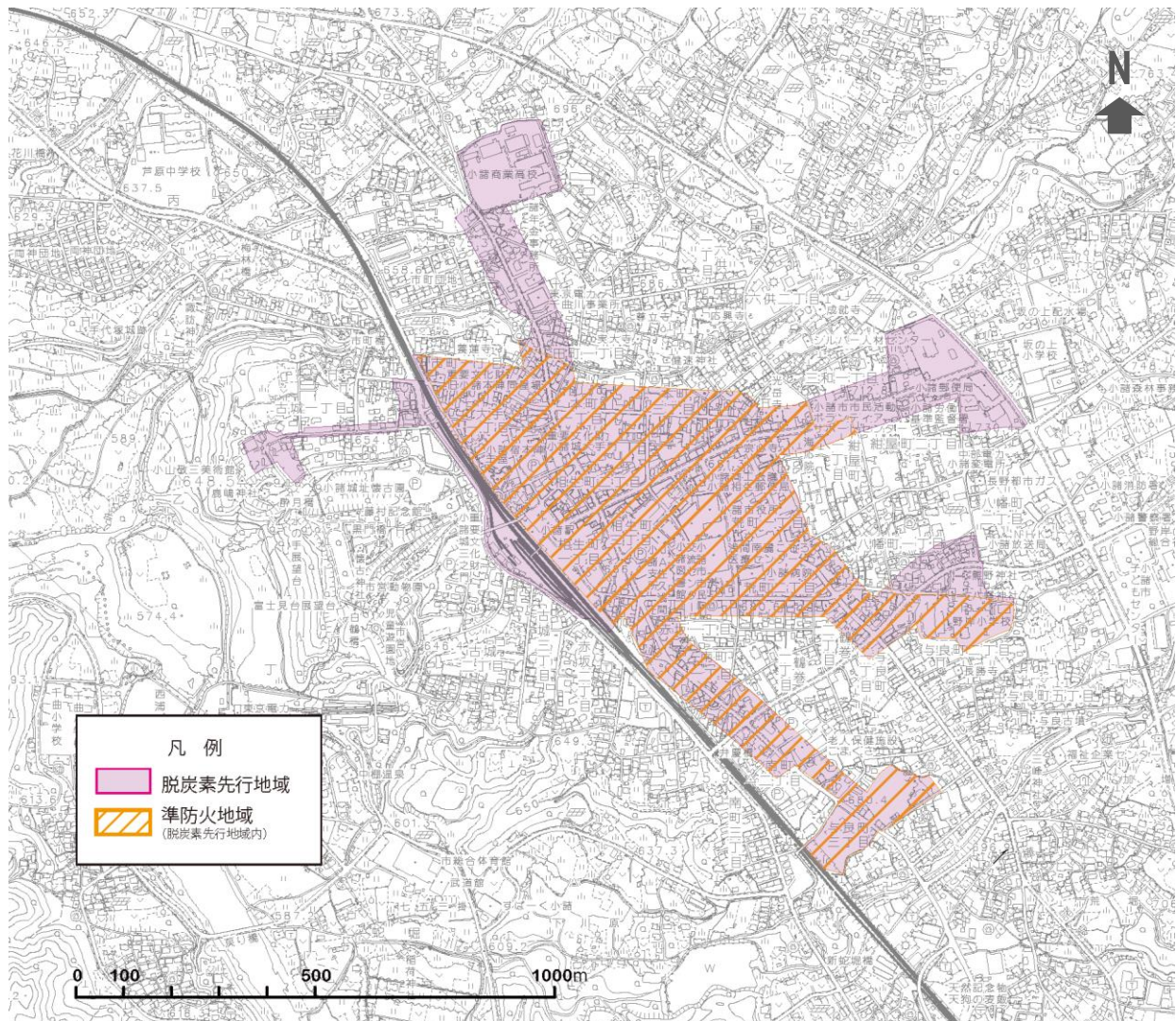


図 1：脱炭素先行地域及び準防火地域

2章 事業要件とその詳細

以下の要件を全て満たす事業を対象とする。

- ①本章「2章 事業要件とその詳細」に示された要件を満たしていること。
- ②脱炭素先行地域内の既存戸建住宅において断熱改修を行うこと。なお、脱炭素先行地域内であるか不明な場合は、市にあらかじめ確認すること。
- ③本事業に係る契約締結（申込金等の入金含む）及び建物本体の着工（各部位の解体、仮設足場等を含む）は、本事業の交付決定通知書^{※1}に記載する交付決定通知日以降に実施すること。
- ④実績報告書を提出期限内に提出すること。
- ⑤本事業の補助対象部位には、他の国庫補助金を受けたものが含まれていないこと。
- ⑥「(別紙1)暴力団排除のに関する誓約事項」に記載されている事項に反して行う事業及び、買取再販等の事業ではないこと。

※ 小諸市が交付申請書を受付後、その内容が適正であると認められる場合に交付決定を行い、申請者に通知する文書のこと。

1. 対象となる方及び住宅の要件

下記①～⑤をすべて満たし、かつ申請要件1)～4)のいずれかに該当する場合に限り対象とする。

- ①新築及び公営住宅、業務用建築物（オフィス・ホテル等）は補助対象外とする。
- ②専用住宅であること。店舗・事務所との併用は不可とする。
- ③居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。
居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、3.-2 エネルギー計算結果早見表に記載する改修率の要件を満たしていても交付対象とならない。
- ④二世帯住宅は、本事業において戸建住宅とみなす。区分登記の場合はそれぞれ申請することができる。なお、各戸が区分登記されていない場合は申請者が居住する住宅のみ申請を認める。
- ⑤対象となる住宅を所有していない居住者が申請する場合は、所有者の同意を得ていること。

申請要件

- 1) 申請者自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。ただし、交付申請時に居住しておらず、改修後に居住予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅に居住し、住民票の写しを提出することを条件に申請を認める。
- 2) 申請時に申請者自身が所有している住宅であること。ただし、交付申請時に所有しておらず、申請後に所有予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅を所有し、登記事項証明書の写しを提出することを条件に申請を認める。なお、当該住宅を購入予定の場合、交付申請時に売買契約が締結されていること（ただし、当該契約内で断熱改修工事に係る契約が含まれていた場合、事前契約とみなし補助対象外とする）。
- 3) 申請者が所有する住宅に、申請者自身が居住しておらず親族が居住している場合は、申請時に居住者（親族）の住民票を提出することを条件に申請を認める。
- 4) 所有者ではない住民票を置く居住者の申請を認めるが、居住者とは、原則所有者の親族とする（申請者＝居住者≠所有者）。

2. 補助対象となる製品の要件

①高性能建材

以下の要件を満たす製品を使用すること。

1) ガラス・窓・断熱材

・「既存断熱事業」を参考にすること。

・断熱材については、さらに以下A)～C)の条件を満たすこと。

A) 表2の性能値を満たすこと（重ね貼りも可）。ただし個別計算を行う場合はこの限りではない。

表 2：部位別の必要な性能値

熱抵抗値（R値）		
天井	外壁	床
5.4以上	2.7以上	2.2以上

(注) 本値は本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証しているものではないことに留意すること。

B) 熱伝導率（ λ 値）が0.042以上の断熱材（グレードがD4のものは、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。

C) 吹込み、吹付け製品を施工する場合、補助対象製品ごとに登録された地域施工事業者が行うこと。

2) 玄関ドア

・玄関ドアは、ガラス・窓・断熱材と同時に改修する場合のみ補助対象とする。

・改修する場合は、次のA)～C)のいずれかの要件を満たすこと。

A) 熱貫流率が $4.7\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下であること。

B) 戸と枠の組み合わせが表3のとおりであること。

C) 建具内部の断熱材の仕様からA)又はB)と同程度の性能と判断されること。(注1)

・市場投入され一般に入手できる製品であること。

・欄間付き、袖付きは補助対象外とする。(注2)

(注1) 添付資料からA)又はB)と同程度の断熱性能があると判断できる場合は対象とするので、事前に小諸市に相談すること。

(注2) 玄関ドアを改修する場合はできるだけ開口部の少ない玄関ドアを採用すること。

表 3：補助対象※となる戸と枠の組み合わせ

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱 フラッシュ構造		金属製断熱 フラッシュ構造		金属製 フラッシュ構造		金属製ハニカム フラッシュ構造		金属製 またはその他	
	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし
金属製熱遮断構造	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
樹脂と金属の 複合材料製	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
金属製 またはその他	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

※ 「住宅省エネルギー技術講習テキスト（基準・評価方法論）」令和2年度国土交通省補助事業の表を元に作成

(用語)

【金属製高断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さ60mm以上のものをいう。

【金属製断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいう。

【金属製フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいう。

【金属製ハニカムフラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいう。

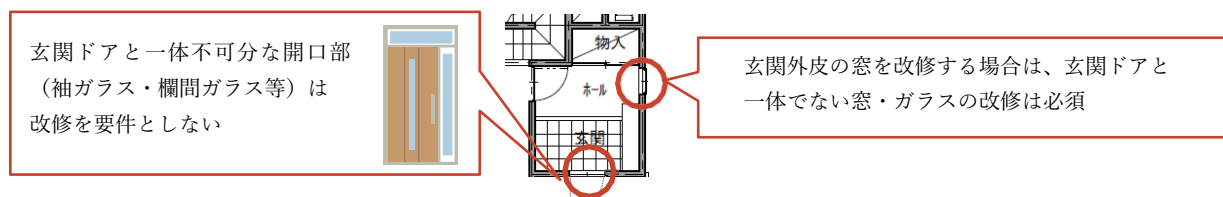
【金属製熱遮断構造（建具）】

金属製の建具で、その枠及び框等の中間部を樹脂等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。

3. -1 戸建住宅の改修についての要件

①改修する居室等と部位について

- 1)改修する部位は、後述の「3. -2 エネルギー計算結果早見表」の組合せ番号から選択し、最低改修率の要件を満たすこと。
- 2)居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象とならない。
- 3)早見表で選択した改修部位については、改修する居室等の外皮部分全てに設置・施工すること。
- 4)玄関外皮の窓を改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修を要件としない。



- 5)断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、外皮部分（外気に接する部分）のみ補助対象とする。

②窓・ガラスの工法及び施工について

- 1)窓の改修工法は、カバー工法窓取付^{※1}・外窓交換・内窓取付、ガラスの改修工法は、ガラス交換とする。なお、ガラス交換は熱貫流率（Ug値）1.5以下の製品（グレードがG0又はG1）に限り補助対象とする。
- 2)以下の窓は改修を要件としない。
 - A) 換気小窓^{※2}
 - B) 300mm×200mm以下のガラスを用いた窓
 - C) 換気を目的としたジャロジー窓
 - D) ガラスブロック
- 3)窓及びガラスを改修対象部位とした場合、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としない。ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品（登録製品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る）を用いて改修する場合は補助対象とする。なお、採風・通風タイプは製品名に「採風・通風」があるものを使用すること。
- 4)天窗は改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とする。

③断熱材の施工について

- 1)天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修すること。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修を要件としない（天井全体面積の最大15%まで）。
- 2)床改修^{※3}において、浴室の床及び玄関等の土間床は、断熱改修が困難な場合は改修を要件としない。

④玄関ドアの改修について

玄関ドアを改修する場合は、P.8の「補助対象となる製品の要件」における「①高性能建材 2) 玄関ドア」に記載されている要件を満たすこと。

(注1) 押入れ等は面している居室等に属するものとする。

(注2) 上記①～④及び、P.8の①高性能建材の表 の要件を適用せずに、個別にエネルギー計算を行い申請すること（以下「個別計算」という。）も可とする。 個別計算の方法は、後述の「4 個別計算について」を参照のこと。

※1 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける工法をいう。

※2 障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。

※3 外気に接する張出し床（ガレージ上部や玄関ポーチ上部等）及びその他の床（外気に通じる床裏に接する床）をいう。

3.-2 エネルギー計算結果早見表

- ・延べ床面積における補助対象床面積合計の占める割合（以下「改修率」という。）が、表4における組合せ番号ごとに記載されている割合を満足すること（次ページの「（補足）エネルギー計算結果早見表の見方」を参照すること）。
- ・1件の申請で[窓の改修]と[ガラスの改修]が混在する場合は、優先順位を[ガラスの改修]>[窓の改修]として組合せ番号を適用すること。

表 4：エネルギー計算結果早見表（戸建住宅）

断熱 部位数	組合せ 番号	部位				最低改修率 (%)
		全ての天井	外壁	床 ^{※1}	窓・ガラス	
4部位	1	天井	外壁	床	窓の改修、 ガラスの改修	25
3部位	2	天井	外壁	－	窓の改修、 ガラスの改修	25
	3	天井	外壁	床	－	25
	4	－	外壁	床	窓の改修、 ガラスの改修	25
	5	天井	－	床	窓の改修、 ガラスの改修	25
2部位	6	天井	外壁	－	－	25
	7	天井	－	床	－	25
	8	天井		－	窓の改修、 ガラスの改修	25
	9	－	外壁	－	窓の改修	40
	10	－	外壁	－	ガラスの改修	40
	11	－	外壁	床	－	40
	12	－	－	床	窓の改修	40
	13	－	－	床	ガラスの改修	40
1部位	14	－	－	－	窓の改修	100

注1 早見表を使用する場合は、ガラス交換により窓の熱貫流率が（Uw値＝）2.3以下となること。

注2 早見表を使用する場合は、窓改修によりUw値＝2.3以下としたうえで、当該居室の空調設備をエアコン（い）又は同等の性能を有する空調設備とすること。

<計算条件>

「住宅事業建築主の判断基準のモデルプラン対象エリア（2階建て、延べ床面積 120.07 m²）」をベースに、対エリアにて各対象部位を全て「住宅性能表示制度省エネ等級 1仕様」から「R 値＝2.2、2.7、5.4 の断熱材・Uw 値＝2.33 の窓・Ug 値＝1.5 のガラス」に改修した条件で、算定用 WEB プログラムを用いて「平成 28 年基準」にてシミュレーション（設備等は一般的なものを想定）し、その結果に基づいて、住宅全体の一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率が 15%以上となった組合せで構成している。

※ 基礎断熱改修を行う場合は「個別エネルギー計算書」等を提出すること（「4 個別計算について」を参照）。

(補足) エネルギー計算結果早見表の見方

以下の手順にて、戸建住宅のエネルギー計算結果早見表を確認し、申請可能か確認すること。

STEP1：住宅の延べ床面積を算出する

STEP2：断熱改修する居室等と部位(天井・外壁・床・窓・ガラス)を決める

- ・居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）は必ず選択すること
- ・エネルギー計算結果早見表で選択した改修部位については、改修する居室等の外皮部分全てに設置・施工すること
- ・補助対象となるのは、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみとなる
- ・基礎断熱改修を行う場合、エネルギー計算結果早見表は使用せず、「エネルギー計算結果表」等を提出すること（「4 個別計算について」参照）

（注1） 間仕切りがなく、空間がつながっている場合（吹抜け、階段等）は同一空間と見なし、改修する居室等を含むこと

STEP3：改修率を計算する

$$\text{改修率 (\%)} = [\text{補助対象床面積合計}^* (\text{m}^2) \div \text{延べ床面積} (\text{m}^2)] \times 100$$

※ 補助対象床面積合計 = STEP2 で選択した部位全て(天井を除く)を改修する居室等の床面積の合計

STEP4：「表 4：エネルギー計算結果早見表（戸建住宅）」を確認する

部位の組合せと地域区分の交わる部分の最低改修率より、STEP3 の計算結果が上回っていれば申請可能

STEP5：エネルギー計算結果早見表で最低改修率に達しない場合は計画を見直す

- ・改修する居室等を増やし、改修率を上げる
- ・断熱改修部位の組合せを変更する
- ・「エネルギー計算結果表」等を提出する

4. 個別計算について

以下ア)～オ)のいずれかに該当する場合、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上見込まれることを証明できる計算書「下記1)～4)」を提出すること。

- ア) 最低改修率を満たさない場合
- イ) 基礎断熱改修を行う場合
- ウ) 増改築または減築を行う場合
- エ) 開口部を増減させる場合（現状壁を窓に変更するなど）

必要書類

- 1) 改修前・改修後の外皮性能（ U_A 値・ η_{AH} 値・ η_{AC} 値）算出計算書
- 2) 上記 1)の根拠資料

- A) 平面図（主たる居室及びその他の居室の別を明示したもの。なお、方位角を示すこと）
- B) 立面図
- C) 矩計図
- D) 求積図・求積表（部位ごとの面積・居室の種別ごとの床面積がわかるもの）
- E) 断熱部位の熱貫流率
- F) 開口部の熱貫流率・日射取得率の根拠資料（カタログ等）

- 3) エネルギー計算結果表

「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」により改修前・改修後の設計一次エネルギー消費量（ AE_1 、 AE_2 ）を計算した計算結果表。

<補足事項>

- ・改修前・改修後共に、[暖房方式][冷房方式]は「設置しない」を選択すること。ただし、下記に該当する場合は、その限りではない。
- ・エアコンディショナーの導入を、高性能建材を用いた改修と同時に行う場合は、消費効率が建築研究所のホームページで公表されているエネルギー消費効率の区分（い）を満たす機種に限り、計算条件とすることを認める。導入する機種の性能が分かるカタログ等の写しを提出すること。

- 4) 暖冷房エネルギー削減率計算書

住戸の一次エネルギーの内、暖冷房エネルギーの削減率（%）の計算書。詳細は以下のとおり。なお、小数点以下第2位を四捨五入とする。

$$\begin{aligned} & \text{住宅全体の一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率（\%）} \\ & = [(AE_1 \times AE_2) \div AE_1] \times 100 \end{aligned}$$

（注1）エネルギー計算は、以下によるものとする。

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく「建築物エネルギー消費性能基準（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」【建築物エネルギー消費性能基準】

5. 補助対象経費と補助金交付申請額の算定について

断熱材・窓・ガラスの補助対象経費は、改修部ごとの施工面積に基準単価を乗じた金額の合計とする。

$$\text{補助対象経費(円)} = \text{A) 施工面積 (m}^2\text{)} \times \text{B) 基準単価 (円/m}^2\text{)}$$

$$\text{補助金交付申請額(円)} = \text{補助対象経費(円)} \times 2/3$$

A) 施工面積について

- ・建築図面等を基に表5より算出した面積を適用する。

表 5：施工面積の算出表

改修部位・改修工法		施工面積
断熱材	天井	平面図を真上から見て、水平投影 ^{※1} した天井の合計面積
	外壁	外気に接する壁の長さ、外壁の高さ（2.4m ^{※2} ）と壁比率（0.75 ^{※3} ）を乗じた合計面積
	床	改修を行う床の合計面積 ^{※4}
窓	カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付	導入予定の窓（サッシ）の幅（W）×高さ（H）で求めた面積の合計を施工面積とする。
ガラス	カバー工法	
	ガラス交換	導入予定のガラスの幅（W）×高さ（H）で求めた面積の合計

- ・天井、外壁及び床の施工面積を算出する際は、各階の面積合計の小数点以下第3位を切捨てること。
- ・天井、外壁、床の施工面積の求め方については、「交付申請書類の作成例」の「各部位の施工面積の求め方」を参照。

B) 基準単価について

補助対象製品のグレード及び改修部位ごとに定めた表6に示す単価をいう。グレードとは「既存断熱事業」において各製品を性能値別に区分したもの。断熱材は熱伝導率（λ値）、窓・ガラスは熱貫流率（U値）により設定する。

なお、異なるグレードの断熱材を2層以上重ね貼りする場合は、優先順位（D1>D2>D3>D4）として一つの基準単価のみを適用すること。

※1 屋根断熱の場合も、勾配を考慮せず天井の水平投影面積とする（平面図の天井の求積図により算出）。

※2 外壁の各階の高さは一律2.4mとする。

※3 開口部の面積を引いた外壁の面積を外壁全体の面積で除したものとし、一律0.75とする（開口部は玄関ドア、窓、換気口等を含む）。

※4 基礎断熱においても、改修する床の合計面積を算出すること。

【基準単価表】

表 6：基準単価表

5-1：断熱材（単位：円/㎡）

グレード () 内はλ値	基準単価		
	天井	外壁	床
D1 (0.022以下)	6,000	7,000	7,500
D2 (0.023～0.032)	5,000	6,000	6,500
D3 (0.033～0.041)	4,000	5,000	5,500
D4 (0.042以上)	3,000	—	—

5-2：窓・ガラス（単位：円/㎡）

窓の改修				ガラスの改修	
カバー工法窓取付※1・外窓交換 (樹脂又はアルミ樹脂複合等)		内窓取付		ガラス交換	
グレード () 内は Uw 値	基準単価	グレード () 内は Uw 値	基準単価	グレード [] 内は Ug 値	基準単価
W1 (1.3 以下)	60,000	W5 (2.3 以下)	30,000	G0 [1.1 以下]	50,000
W2 (1.4～1.6)	55,000			G1 (1.2～1.5)	40,000
W3 (1.7～1.9)	50,000				
W4 (2.0～2.3)	40,000				

C) 玄関ドアの補助率及び補助金の上限額は下表のとおりとする。

住宅区分	補助率	補助金上限額
戸建	見積書の金額と15万円のいずれか低い額の2/3	5万円

※1 補助対象製品一覧 (<https://ekes.jp/>) に登録されている「カバー工法窓」を使用すること。カバー工法窓とは、断熱リフォームの補助対象製品一覧に建具の仕様・改修工法が「〇〇・カバー (△△)」と記載されている製品のことをいう。(〇〇、△△にはそれぞれ建具の仕様、用途等が入る)

※2 補助対象製品一覧 (<https://ekes.jp/>) に登録されている「ガラス」を使用すること。

6. 既設ガラス・窓・断熱材について

申請する既存住宅に、交付申請時に既に一部取り付けであるガラス・窓・断熱材が、「既存断熱事業」の補助対象製品一覧に掲載されている製品である場合、以下の条件を満たすことで、その部分の改修は要件としないこととする。ただし、既に取り付けてあるガラス・窓・断熱材に係る経費は補助対象外とする。

原則、以下の書類の写しを全て提出すること（交付申請書提出の際にPDFで提出すること）。

- ・ 建築士による証明書

- *補助対象製品一覧に掲載されている製品名、登録番号、及び建築士登録番号、建築士の氏名を記載し、押印をした証明書（書式自由）。

- ・ 建築士免許

- ・ 該当する製品の出荷証明書又は施工証明書等

- *吹込み・吹付けの場合は施工証明書、その他の製品の場合は出荷証明書。

- *日付（発行日、納品日、施工日等）、発行先、発行者、製品情報（メーカー名、製品名、登録番号）、数量・サイズ、数値等（複層ガラス中空層の厚さ、ガスの種類）が記載されていること。

- ・ 該当する製品の現況写真、製品名及びガラスのグレードが分かる写真

- ・ その他、市より必要な書類を求めることがある。なお、特段の事情により提出することが困難である場合は申請前に相談すること。

7. 利益排除について

補助事業者（申請者）又は補助事業者（申請者）と利害を一にする者が、補助対象製品の自社調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象経費とする必要がある。市は補助事業者（申請者）に対して、仕入れ価格の分かる見積書の写し等の提出を求め、補助対象経費の算定等について指示を行う場合があるので、これに応じること。

8. エネルギー使用状況の報告（定期報告アンケートについて）

本事業は省CO₂効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助対象事業完了の後、補助事業者（居住者等）は、市が実施するエネルギー使用状況の定期報告アンケートを年1回提出する義務がある。なお、報告されたエネルギー使用状況は個人情報を除いて国又は市から公表する場合がある。

- ・ 報告の対象となる期間：2031年3月末まで（毎年5月下旬に報告）

9. 断熱改修住宅見学への協力

本事業により補助を受けた住宅の見学について、協力をお願いすることがあるため、理解のうえ補助金申請すること。なお、見学への協力は補助金採択の必須条件としない。

10. 他の補助事業との調整

- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費が含まれないこと。

- ・ 国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還することになるので注意すること。

1 1. 本事業の支払いについて

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い（金融機関による振込）とすること。手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とする。なお、支払い委託契約又は、クレジット契約（個別クレジット）を利用する場合、事前に市に相談すること。

1 2. 取得財産等の処分について

- ・本事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ・補助事業者（申請者）は、事業完了後 10 年以内に取得財産等を処分しようとするときは、予め補助事業財産処分承認申請書を市に提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、市は交付決定を取り消し、加算金（年利 10.95%）と共に補助金全額の返還を求めることがある。
- ・市は、補助事業者（申請者）が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときはその収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

1 3. 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

補助事業者（申請者）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- ・適正化法第 17 条の規定による交付決定の取り消し、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- ・適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則の適用。
- ・相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ・補助事業者（申請者）等の名称及び不正内容の公表。

1 4. その他

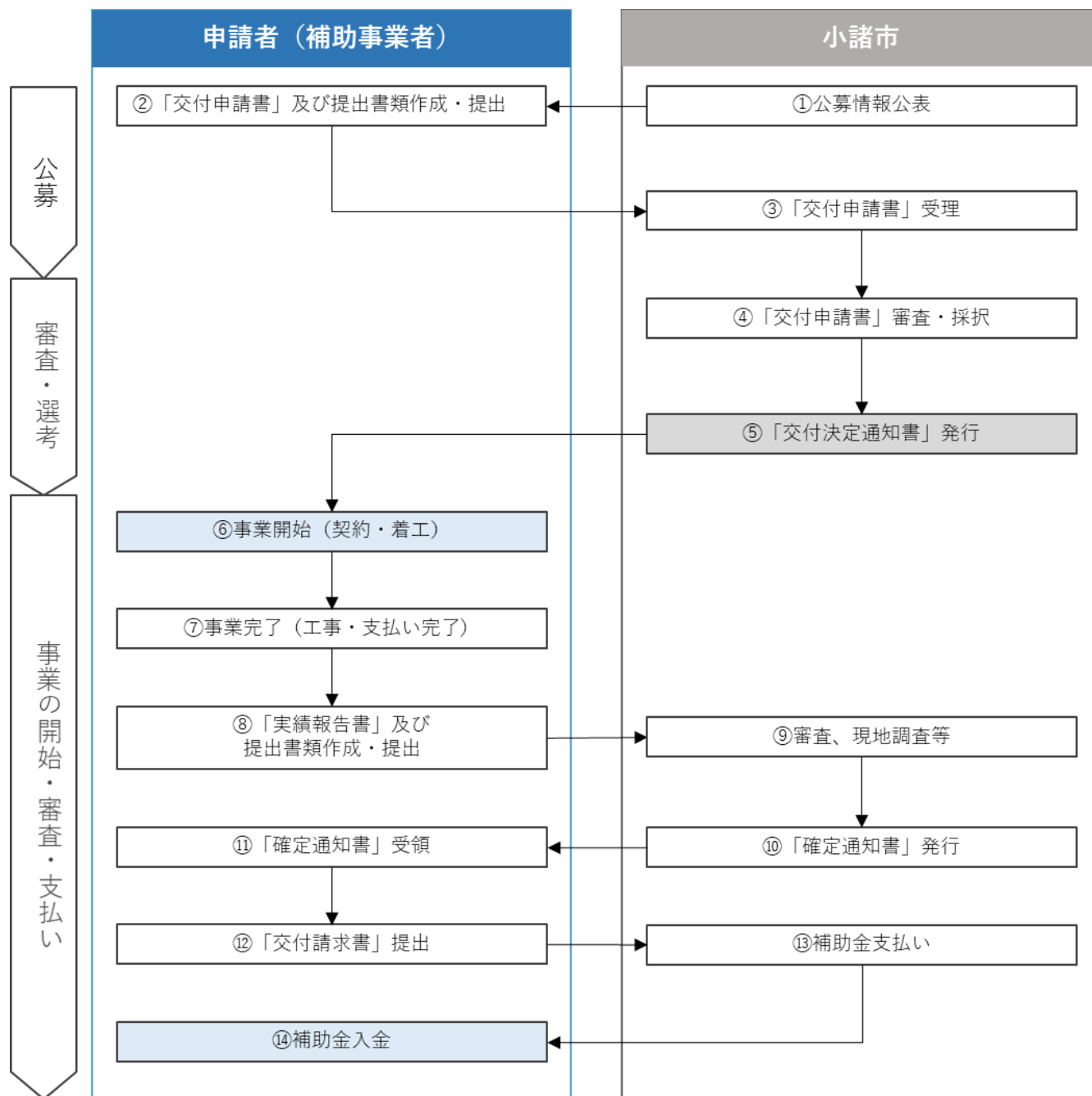
- ・補助事業者（申請者）は事業の完了後、P.17 の「8 エネルギー使用状況の報告（定期報告アンケートについて）」の他に、環境省が実施する「エネルギー起源 CO₂ 排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。
- ・採択された際には、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」について賛同登録など可能な範囲で協力すること。

※デコ活特設サイト（ <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/> ）

- ・断熱改修の工事中、工事完了後に、断熱改修に関心のある市民を対象とした住宅見学に可能な限り協力すること。また、断熱改修工事の概要等が分かる写真等の公開に関しても可能な限り協力すること。

3章 事業の実施

1. 事業フロー



① 公募情報公表

市は公募にあたって、ホームページに公募情報を公表する。

② 「交付申請書」及び提出書類作成・提出

A) 申請について

申請をする場合は1物件につき1申請とする。申請者は提出に必要な書類^{※1}を原則電子メールと電子媒体等で提出すること。また、提出された電子媒体・書類については返却しないので、申請者は必ず控えをとっておき、申請に関する市からの問い合わせや訂正依頼に対応できるようにすること。

B) 手続代行者について

申請者は申請手続きを第三者に依頼することができる。申請の手続きを代行する者（以下「手続代行者」という。）は、申請者の了解の下で依頼された内容について間違いや不備等のないよう注意して申請を行うこと。手続代行者による申請の場合、申請に関する市からの問い合わせや訂正依頼に対応できるようにすること。手続代行者は、本事業の趣旨・内容を熟知し、正確な書類を作成すること。また、手続代行者は事業の進捗管理を行い予定通り事業が完了するように努めること。適宜、市からその状況報告を求めることがある。

なお、事業の辞退・取り下げ・書類の不備が多発するような手続代行者の申請案件は次回以降、申請を受理しない場合がある。また、「交付決定通知書」や「確定通知書」等の正式な通知書面等は申請者に送付する。

※ P.22の「4章 1必要提出書類の一覧」参照

③ 「交付申請書」受理

以下に該当する場合、原則、申請を受理しないので注意すること。

- ・ 公募期間外に到着した申請
- ・ 公募期間内に到着した申請において、要件の不適合、書類の不備・不足等がある場合
- ・ 予算額に達した時点より以降に到着した申請

※ 上記のいずれかに該当する申請書については、申請者又は手続代行者を介した場合は手続代行者に着払いで返却する。

④ 「交付申請書」審査・採択

- ・ 受理した申請書について、審査・採択を行う（詳細はP.5の「6 審査について」参照）。

⑤ 「交付決定通知書」発行

- ・ 市は交付申請書を受付後、その内容が適切であると認められる場合に交付決定を行い、交付決定通知書にて補助事業者（申請者）に通知する。なお、交付決定通知書に記載される補助金の額は上限額であり、やむを得ない理由により、事業内容に変更が生じた際は減額する場合があるので注意すること。
- ・ 交付決定後に、交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚した等の場合は、審査の結果にかかわらず交付決定の修正又は取り消しの措置を講じることがある。
- ・ 交付決定通知書には「事業番号」が記載されるが、提出写真の撮影や実績報告書提出の際に必要なので注意すること。

(注1) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取り下げること条件に交付決定する。

(注2) 交付の決定について、個別の問い合わせには応じられないので注意すること。

⑥事業開始（契約・着工）

A) 事業の開始について

交付決定の通知を受けた後、速やかに改修しようとする補助対象工事の契約及び着工すること。ただし、補助事業者（申請者）は特に以下の点に注意すること。

- ・事業実施に当たっては、手引きを十分理解した上で事業開始すること。
- ・交付決定通知書に記載される交付決定通知日以降に契約・着工すること。
- ・交付決定通知日より前に着工をしていないことを証明するため、交付決定通知書に記載される「事業番号」等を記載したボード（工事看板）を写し込んだ写真を撮影すること。ただし、工事用黒板アプリは使用しないこと。

B) 補助事業の計画変更について

申請内容の変更は原則認めない。やむを得ない理由により、補助事業の実施中に事業内容に変更の可能性が生じた場合は、予め市に相談し市の指示に従うこと。

なお、CO₂排出抑制効果が低くなる変更は原則として認めないので注意すること。

⑦事業完了（工事・支払い完了）

- ・事業完了日は、本事業に係る一連の工事が完了した日もしくは支払いが完了した日（入金受領日）のいずれか遅い日とする。

(例) 工事完了：11月8日 支払い完了：11月13日の場合、事業完了日は11月13日
 工事完了：11月8日 支払い完了：11月 3日の場合、事業完了日は11月8日

⑧「実績報告書」及び提出書類作成・提出

補助事業者（申請者）は工事の完了後、実績報告書及び、必要書類（交付決定後に示す補助事業の手引きを参照）を以下の提出期限内に必ず提出すること。

<提出期限> 以下1. 2. のいずれか早い日の17時市必着

1. 事業完了日から起算して30日以内
2. 令和8年2月20日(金)

⑨審査、現地調査等

- ・市は実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事・経費等の審査を行うとともに必要に応じて現地調査を行う。また、中間段階での事業の進捗状況の確認等のため、必要に応じて現地調査を行う。
- ・現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する調査であり、補助金の額を確定するためのものである。
- ・補助事業者（申請者）はやむを得ない場合を除き、現地調査に立ち会うこと。拒否した場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払いができない場合があるので注意すること。手続代行者がいる場合は、手続代行者も原則立ち会うこと。
- ・現地調査で適正な事業の実施と遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払いができない場合があるので注意すること。

⑩「確定通知書」発行

市は、上記審査等にて内容が適正であると認めたとき、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者（申請者）に対し、確定通知書にて補助金額の確定を通知する。

⑪「確定通知書」受領

⑫「交付請求書」提出

補助事業者（申請者）は、市から交付額の確定通知を受けた後、交付請求書を提出すること。

⑬補助金支払い

交付請求書を受領後、市は補助金を支払う。

⑭補助金入金

（注）事業完了の次年度から2030年3月まで、年1回のアンケート調査がある（P17の8参照）。

4 章 申請の方法

1. 必要提出書類の一覧

申請者は市のホームページで公表している様式で申請すること。公表している様式以外での申請は認めない。

番号	書類名	様式	提出者	形式	提出方法
①	交付申請書	様式第 1	全員提出	Excel	電子メール
②	暴力団排除に関する誓約事項	別紙 1	全員提出	Excel	電子メール
③	総括表	定型様式 1	全員提出	Excel	電子メール
④	明細書	定型様式 2	全員提出	Excel	電子メール
⑤	見積書	自由	該当者のみ提出	PDF	電子媒体 (郵送)
⑥	平面図	自由	全員提出	PDF	電子媒体 (郵送)
⑦	求積図・求積表・立面図	自由	該当者のみ提出	PDF	電子媒体 (郵送)
⑧	姿図	自由	該当者のみ提出	PDF	電子媒体 (郵送)
⑨	改修を要しない窓の写真	自由	該当者のみ提出	PDF	電子媒体 (郵送)
⑩	住民票の写し	自由	全員提出	PDF	電子媒体 (郵送)
⑪	個別計算に係る書類	自由	該当者のみ提出	PDF	電子媒体 (郵送)
⑫	誓約書	定型様式 3	全員提出	PDF	電子媒体 (郵送)
⑬	玄関ドアの要件が 確認できる書類	自由	該当者のみ提出	PDF	電子媒体 (郵送)
⑭	同意書	自由	全員提出	PDF	電子媒体 (郵送)

2. 必要提出書類の詳細

申請者は市のホームページで公表している様式で申請すること。公表している様式以外での申請は認めない。

①交付申請書

- ・市が指定する交付申請書に入力すること。

②暴力団排除に関する誓約事項

- ・暴力団排除に関する誓約内容を熟読すること。

③総括表

- ・必要事項をもれなく入力すること。

④明細書

- ・製品区分ごとに入力すること。
- ・明細書と総括表、平面図との整合性が取れていること。

⑤見積書（以下の場合には見積書を提出）

- ・建材（断熱材、窓・ガラス）ごとに、明細書で算出された補助対象経費よりも見積書の補助対象経費が低い場合。
- ・申請者又は申請者と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合（仕入れ価格の分かる見積書のコピーを提出する）。

（注1）見積書には費用・費目の詳細を記し、補助対象経費であることが分かるように、備考欄等にその旨（「補助対象」等）を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。

（注2）宛名が申請者と同一名であること。

⑥平面図

- A)改修前の1/100～1/50程度の平面図（改修しないフロアも含む）に方位を示して提出すること。
 - B)改修後の1/100～1/50程度の平面図（改修しないフロアも含む）に方位を示して提出すること。
- また、窓・ガラスの改修がある場合は明細書に記載した番号と同じ番号を明記すること。

⑦求積図・求積表・立面図

断熱材について申請する場合に提出すること。

1) 求積図・求積表

- A)総括表に記載される延べ床面積を示したものの。算定式を明記すること。
- B)補助対象床面積を示したものの。改修率の算定式・改修率を明記すること。

【改修率＝(補助対象床面積合計／延べ床面積)×100】

なお、補助対象床面積部は、平面図に着色や網掛けで明示したものとする。

- C)部位ごとに、断熱材の施工面積を示したものの。断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示すること。

また、求積図に番号を記載し、明細書の求積表番号・施工面積と整合がとれていること。

※求積図・求積表の作成については「交付申請書類の作成例」の「建築図面等の記載例」及び「各部位の施工面積の求め方」を参照。

2) 立面図

施工範囲がわかるよう東西南北4面がわかるものを提出すること。

⑧姿図

- ・ガラスの改修（ガラス交換、カバー工法）をする場合提出すること。なお、内観図で記載し寸法も入れること。
- ・窓番号・ガラス番号を記載し、明細書の窓番号・ガラス番号と整合がとれていること。
- ・適宜、方位を図示すること。

⑨改修を要しない窓の写真

- ・改修対象としない（改修要件とならない）窓がある場合は、以下を提出すること。
- ・「換気小窓」「換気を目的としたジャロジー窓」「ガラスブロック」であることが確認できる写真。
- ・「300mm×200mm以下のガラスを用いた窓」であることが分かるようにスケールを当てた写真。

⑩住民票の写し（居住予定の場合は実績報告時に提出）

- ・3カ月以内に発行されたもの。
- ・本事業の工事対象住宅の住所のもの。
- ・マイナンバーが記載されていないもの。

⑪個別計算に係る書類

個別計算を行う場合のみ、以下の計算書類を提出すること。（詳細はP.14を参照）

- ・外皮性能算出計算書
- ・外皮性能算出計算書の根拠資料
- ・エネルギー計算結果表
- ・暖冷房エネルギー削減率計算書

⑫誓約書

- ・申請者自身が署名すること。

⑬玄関ドアの要件が確認できる書類

玄関ドアの申請をする場合は、以下を提出すること。

- ・P.8の「**①高性能建材** 2)玄関ドア」に記載されている要件が確認できる仕様書
 - ・本体デザインが確認できるカタログ等のコピー
- ※ともに、該当箇所にマーキングすること。

⑭同意書

- ・改修対象となる住戸を所有していない居住者が申請する場合は、所有者の同意を得ている根拠資料として所有者の自署のある同意書を提出すること。

3. 申請方法及び提出先

- ・市ホームページの「様式集」ページより申請様式をダウンロードし、提出に必要な書類を作成する。
- ・申請者は、公募期間中に以下の書類を市に提出すること。
- ・申請書類は【P23の1.必要提出書類の一覧】の①～④のデータを電子メールで送付するとともに、⑤以降の該当するデータを、電子媒体（CD-R等）に格納のうえ、1週間以内を目途に郵送にて提出すること。
- ・提出された電子媒体については返却しないので、必ず控えをとっておくこと。

手順1) 申請様式をダウンロード

- ・市ホームページの「様式集」ページより交付申請書等をダウンロードする。

手順2) 交付申請書及び提出書類を作成

- ・作成例を参考に交付申請書及び提出書類を作成する。

手順3) 提出書類①～④をメール送信

- ・申請書様式一式「P.23の1 必要提出書類の一覧」のうち書類①～④のデータファイルをExcelファイル形式のまま1申請ごとにメール送信する。

【送信先メールアドレス】 zeroc@city.komoro.nagano.jp

【送信期限】 令和7年12月12日（金）17:00

- ・メールの件名及び提出する申請書ファイル名は、『「申請者名」申請書提出』とすること。

手順4) 市からの返信メールを受信

- ・市からの返信メール受信後1週間以内に、P.23の「1 必要提出書類の一覧」のうち書類⑤～⑭のデータファイルを電子媒体（CD-R等）格納して、郵送にて提出する。
- ・郵送にあたっては、配送状況が確認できる「簡易書留」等を使用すること。
- ・電子媒体に「申請者名」ならびに「関係書類」を記載すること。

【郵送先】〒384-8501

長野県小諸市相生町三丁目3番3号

小諸市役所 市民生活部 ゼロカーボン推進室 宛

4. 問い合わせ先

- ・公募全般に対する問い合わせは、原則電子メールを利用し、メール件名に以下の例のように申請者名及び事業名を入力すること。
- ・なお、申請メールアドレスに問い合わせをしても回答できないため、宛先を確認すること。
- ・以下、「よくあるご質問」も参照すること。

【問い合わせ先】

小諸市役所 市民生活部 ゼロカーボン推進室

<メール件名入力例>

「申請者名」断熱リフォームについて問い合わせ

メール：zeroc@city.komoro.nagano.jp